

## 業界団体連携によるテレワーク導入促進事業 説明会における質問回答

No	区分	質問	回答
1	申請要件	業界団体が支援する会員企業の要件について、業界団体の中で異業種で会員となっている場合は対象か。 サービス業の業界でIT企業が入っている場合など。	原則、会員の企業であれば補助対象となります。
2	申請要件	TDMの登録により、何かやらなければいけないことが発生するか。	義務を課したり、金銭的負担等を求めることはございません。 (登録後にアンケートへの回答をお願いする場合があります。)
3	申請要件	団体の申請要件「⑮本補助金を利用又は申請した団体の代表者と、新たに補助事業者になろうとする団体の代表者が同一でないこと。」の意味を教えてください。	以下の2点が該当となります。 ・代表者が共通で、団体名が異なる2つの団体から同時に申請される場合 ・本事業が追加募集した場合に、1回目の募集時に申請した団体が再度申請する場合
4	申請要件	団体の申請要件の、「中小企業等を主たる組合員とする中小企業団体」について、協同組合連合会が事業を進めることは可能か。	事業実施は可能です。ただし、コンサルティング等の補助事業の対象は会員の協同組合に限定されます。(会員の協同組合に所属している企業を取りまとめて、申請することはできません。)
5	申請書類	事業計画書の「7 コンサルティング実施予定企業名簿」について6月末までに企業を絞れない。 後日正確なリストを提出する形でもよいか。	企業名簿の記載に当たっては、可能な限り事前に事業説明や募集案内を送付するなど周知を行い、テレワーク導入の実現可能性の高い企業(テレワーク未導入)としてください。なお、企業の追加や大幅な入れ替えは想定しておりません。 ただし、事業実施時に正当な理由がある場合は、変更することは可能です。
6	申請書類	事業計画書の「7 コンサルティング実施予定企業名簿」で提出したものについて、後から企業を追加することは可能か。	
7	申請書類	事業計画書の「7 コンサルティング実施予定企業名簿」について、100社記入する場合は、あらかじめ募集してから書くということか。	
8	申請書類	団体が新しく、申請書類の「直近2営業期間分の法人税確定申告書の写し」がない場合はどうすればよいか。	個別にご相談ください。
9	補助対象外経費	補助対象外経費の「委託業務の全部又は主要な部分を一括した再委託にかかる経費」とは何を指すか。	例えば、団体がコンサルティング事業をA社に委託した場合に、実際のコンサルティング業務をA社が別のB社に委託している場合などが該当します。

10	補助対象経費	郵券、運送費、Web制作費は対象か。	補助対象となる事業(コンサルティング事業、業界内モデル就業規則の作成・周知、セミナー実施等の気運醸成事業)で、委託費に該当する場合は、補助対象経費となります。
11	補助対象経費	セミナー講師の宿泊費は補助対象か。	補助対象外です。
12	補助対象事業(コンサルティング事業)	団体の支援先企業(会員企業)は、誓約書をどのタイミングで出すのか。	会員企業がコンサルティング事業に申し込む際に、団体事務局へ誓約書を提出してください。
13	補助対象事業(コンサルティング事業)	会員企業がコンサルティングを受けたが、テレワークを導入しなかった場合は補助金が出るか。	会員企業がテレワーク導入しなかったことにより、「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の補助金が減額となることはありません。
14	補助対象事業(コンサルティング事業)	東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」ではコンサルティングの回数を5回としているが、こちらの事業のコンサルティングに回数の制限はあるか。	募集要項に記載の以下の内容を必ず実施してください。実施回数は規定していません。ただし、1社あたりの補助上限金額は回数を問わず265,000円となります。
15	補助対象事業(コンサルティング事業)	コンサルティング事業の記入例について、4~5回目にテレワーク導入後のフォローアップとあるが、必ずフォローアップ必要か。	<p>※ 募集要項P.1抜粋</p> <p>テレワーク導入の前提となる業務の洗い出しやワークスタイルの見直し等を提案・フォローすることを目的とした、専門家により実施される以下の(ア)~(エ)の内容を含むコンサルティングであること。</p> <p>(ア) 支援先企業の現状把握・課題分析  (イ) 支援先企業への改善策提案  (ウ) 支援先企業の取組状況確認  (エ) テレワーク導入に向けたアドバイス</p>
16	補助対象事業(コンサルティング事業)	コンサルティングの対象企業について、テレワーク制度がないところが対象とのことだが、判断基準を教えてください。テレワーク制度はないが、営業がモバイルやっているとというケース、制度はあってもテレワークを実施していない場合はどうか。	就業規則(テレワーク勤務規定)の有無を基準に判断します。

17	補助対象事業(コンサルティング事業)	団体が連携するコンサルティング業者を推薦いただくことは可能か。	都から特定の事業者を推薦することはありません。
18	補助対象事業(セミナー事業)	セミナーは都以外の企業が参加しても補助対象となるか。	主たる参加者はコンサルティング事業の対象企業としてください。なお、受講に際し、その他の企業が参加しても差し支えありません。
19	事業実施後(実績報告)	補助金交付について、実績報告後の支払となると思うが、団体が支払ってからの補助金交付となるか？	補助事業が支払い等も含めて全て完了し、実績報告を東京都にご提出いただいた後、内容を審査のうえ、交付します。 (実績報告提出後、概ね2か月後の交付が目安となります。)
20	補助金交付	補助金が交付される時期はいつか。	
21	事業実施後(実績報告)	実績報告の際に人件費については何を提出すればよいか。	賃金、業務内容、就業実績がわかるものが必要となります。例としては以下の書類です。詳細は交付決定後にご案内します。 (雇用契約書・労働条件通知書、就業規則、出勤簿・タイムカード等、賃金台帳、雇用保険被保険者証、支払証拠書類)
22	事業実施後(テレワーク導入プランについて)	パッケージ提案書に関連して、「はじめてテレワーク」に申請できる商品等は「テレワーク導入プラン」に記載があるもののみが対象となるか。 あとで、「テレワーク導入プラン」にない商品を購入したいという声が出る可能性が高い。	「テレワーク導入プラン」に記載がある商品・サービスが、「はじめてテレワーク」の補助対象です。 (ただし、モバイル端末(ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末)はテレワーク導入プランに掲載されていない製品も対象となります。)
23	事業実施後(テレワーク導入プランについて)	「テレワーク導入プラン」とは、購入する機器が選定されるものなのか。	
24	事業実施後(テレワーク導入プランについて)	テレワーク導入プランはいつ公開か。	5月29日より公開しています。掲載する商品等は、それ以降随時更新していきます。
25	その他	「はじめてテレワーク」を業界団体が利用したい場合はどうすればよいか。	ワークスタイル変革コンサルティングを受けていただき、お申し込みください。
26	その他	申請した団体自身がコンサルティングを受けることは可能か。	

27	その他	国の助成金によっては事業主が会社都合で従業員を退職させた場合に助成金を受け取れなくなることがあるが、この補助金ではどうか。	本補助事業では、補助金の支給取り消しの要件となってはませんが、各種関係法令を遵守していただきますようご注意ください。	
28	その他	団体の会員企業が支払う経費はないという理解で良いか。	コンサルティングの実施や、セミナーの受講に関して、利用料や受講料の形で会員企業に負担していただくことは想定しておりません。	
29	申請書類	会員名簿について、何の情報が掲載されたものを出せばよいか。	会員企業ごとの企業名、代表者名、住所等の情報が記載された名簿等をご提出ください。(既存の会員名簿で構いません。)	6/14 追加
30	申請書類	セミナー講師謝礼について、「見積もりや積算の内訳がわかるもの」は何を提出すればよいか。	開催日、開催時間、開催場所、参加人数、研修内容、講師単価等がわかる積算資料をご提出ください。	6/14 追加
31	申請書類	事務局の人件費について、「見積もりや積算の内訳がわかるもの」は何を提出すればよいか。	事業計画書に、実際の従事予定者の単価、単位(時間数)を記載してください。なお、どの程度の業務量を見込んでいるか確認させていただきます。	6/14 追加
32	申請書類	「法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書」と「法人事業税及び法人住民税の納税証明書」は都内の事業所に係る分を提出すればよいか。	都内事業所に係る分のみご提出ください。	6/14 追加
33	申請要件	支援先企業の要件の「常時雇用する労働者2～999人」について、登録型ヘルパーは常時雇用する労働者に当てはまるか。	登録型であるかを問わず、労働契約書等により雇用契約が締結されており、以下のいずれかに該当する場合は、常時雇用する労働者となります。 ※ただし、登録型派遣労働者は除きます。 ① 期間の定めなく雇用されている労働者 ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者 ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者	6/14 追加
34	補助対象事業(コンサルティング事業)	コンサルティング事業対象企業について、グループ企業であり、法人格は異なるが代表者が同じA社、B社がある場合、どちらもコンサルティング事業を受けることが可能か。	A社、B社について業界団体連携によるテレワーク導入促進事業のコンサルティングを受けることは可能です。 ただし、コンサルティング後に受けられる「はじめてテレワーク」の要件の一つを、「本事業の補助金を受けた中堅・中小企業等の代表者と、新たに本事業の補助金を受けようとする中堅・中小企業等の代表者と同一でないこと」としていただきますので、グループ会社であるかを問わず、代表者が共通の場合はA社、B社のうちどちらかしか補助金を受けられなくなることにご留意ください。	6/14 追加